

第4次

# つるぎ町地域福祉計画

～心豊かに住み続けたい町つるぎ～

概要版



令和5年3月

つるぎ町

# 1. 計画策定の趣旨

## 地域福祉

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

近年、少子高齢化・人口減少等の社会問題が全国的に大きな課題であり、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直面しています。この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その存続の可能性を高めていく必要があると考えられる。こうした考えのもと、地方創生の実現に向けた取り組みの推進を図り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められている。



地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実が生じ得る課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、障がい、児童・子育て、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまで及びるとともに、個人やその世帯の中で複合・複雑化している。こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要である。

また、介護、障がい、児童・子育て、病気等、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは必要であるが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではなく、重要なのは「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくのかということであると考えられる。

こうした、地域づくりを実現するためには「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。



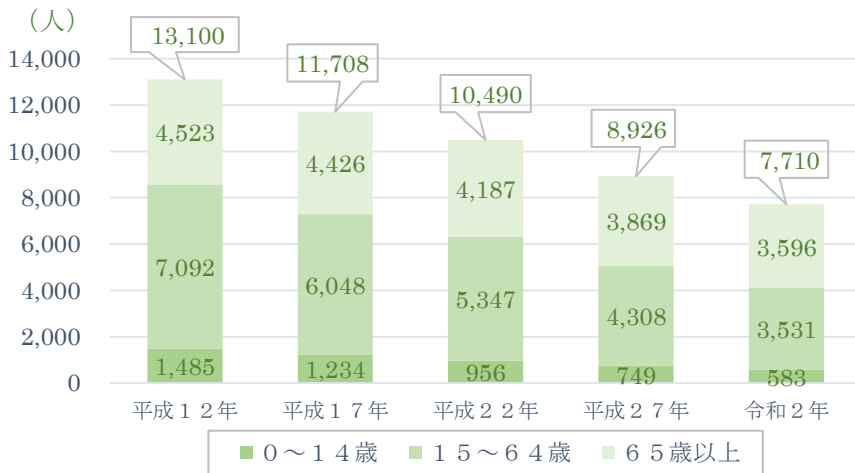
## 2. 計画期間

平成・令和（年度）	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
つるぎ町地域福祉計画	前回計画(第3次)					本計画(第4次)				

### 3. つるぎ町の現状

#### ●総人口の状況について

総人口の状況を見ると、年々減少が続いており、令和2年は8千人を下回り、7,710人となっています。年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少が続いており、65歳以上においても平成12年をピークに減少しています。



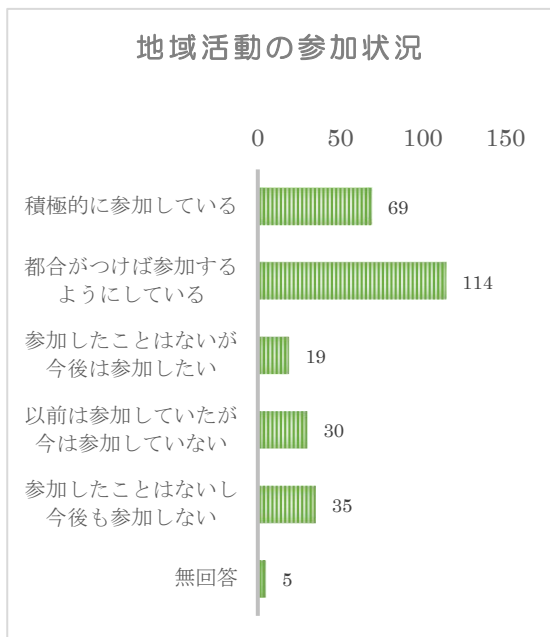
少子高齢化が進行して、住民の46パーセントが高齢者となっています。



#### ●アンケート調査結果について

地域活動の参加状況を見ると「積極的に参加している」「都合がつけば参加するようにしている」が約7割程度となっています。また、福祉に関するまちづくりの希望については「要介護になっても安心して暮らせるまち」と回答した方が最も多く、次いで「生きがいを持って健康に生活できるまち」と回答した方が多いという結果となりました。

N=272



N=272（複数回答可）



## ●地域福祉をめぐるつるぎ町の主要課題について

### 1. 地域課題への対応について

本町の高齢化・人口減少は全国よりも早いスピードで進行しており、すでに高齢化率も46%を超えています。こうした高齢化・人口減少は、今後の地域のあり方にも大きく影響を及ぼし、特に我が町は山間地域で、単身世帯や高齢者のみの世帯も多く、様々な課題が生じています。

そうした課題は、身近な地域での共通した課題であり、少子高齢化の進行により、一層表面化してあらわれるため、公的な福祉サービスだけでは対応することが難しく、隣近所や自治会等のネットワークにおける助け合いや多様な形での支え合いの必要性が高まっています。

### 2. 包括的な支援体制の強化

少子高齢化と核家族化の進行に伴い、支援を必要とする高齢世帯や子どものいる家庭等が増加するとともに福祉に対する要求は多様化しています。また、これまでの高齢分野・障がい分野・児童分野といった縦割りの制度では支援につながりにくい生活課題のある人等への対応も課題となっています。

そうした課題を抱えている人が、安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な相談体制や情報提供の充実、福祉サービスの適切な利用等といった生活丸ごとを包括的に支援する体制の整備づくりが求められています。

### 3. 安全・安心して暮らし続けられるまちづくり

四国地方は、高い確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震への備えから、人々の安全・安心に対する意識が急速に高まっています。

災害発生時の対応だけでなく、普段から災害に備えた意識と体制を整え、将来にわたり安心して日常生活を維持できるために、住民一人ひとりがお互いに協力し助け合える関係づくりが求められています。

また、様々な課題を抱えている要配慮者等に対しても、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

## 4. 基本理念

自らが地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、住民一人ひとりの支え合いの心を育み、地域でつながる仕組みをつくることを目指して、前回計画の理念を踏襲し、計画の基本理念を次の通りとしました。

心豊かに住み続けたい町つるぎ

## 5. 基本目標

本計画では、3つの基本目標に沿って計画を推進します。

### 基本目標

#### I

### 地域における共通課題への取り組み

本町の人口は年々減少が続いており、今後も減少が続くと予測されています。人口の減少は地域の活力の低下やコミュニティ機能の衰退にもつながる恐れがあり、地域活動や交流事業を実施することが困難な状況も予想されます。支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした、住民同士がお互いに理解を深め、共通の課題を見つけ、解決に向けた取り組みを話し合っていく機会が必要となります。地域における共通の課題を身近なものとして捉えて、解決に向けた取り組みをみんなで考えることができる機会・場づくりを行い、地域の共通課題への対応の強化に向けた地域づくりに取り組みます。

### 基本目標

#### II

### 地域における包括的な支援体制の整備

全国的な傾向と同様に、本町においても少子高齢化、核家族化が進行する中、住民の生活課題の解決に向け、状況に応じて関係機関が連携を図り、誰もが必要な時に安心して福祉サービスを利用できることが重要です。医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障がい、子ども等さまざまな課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しています。本町では、個々の対応の強化を図るとともに、多様なケースにも柔軟に対応するため、関係各所の連携体制を構築してきました。今後も、支援を必要とする人が、円滑に適切なサービスを利用できるよう支援の充実を図るとともに、関係各所の連携体制の強化に努めます。

### 基本目標

#### III

### 地域における安全・安心の推進

東日本大震災や熊本地震を契機に、地域のつながりが再認識され、災害に備えた対策の見直しや一人暮らし高齢者・障がいのある人等の要配慮者を把握し、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、災害時における支援の仕組みづくりが求められています。近年では「本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども」としてヤングケアラーという大きな社会問題も地域課題として取りあげられています。安全・安心な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日頃から家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守るよう見守り活動を促進します。





## 6. 施策の展開

### 基本施策1-1 共通課題の把握にむけて

#### ① 多様な課題を抱える者への取り組み

8050問題としての引きこもり支援や就労に困難を抱える人への支援等、素早い把握に努め、各福祉サービス等の支援が適切に行えるように支援体制の強化に図ります。

#### ② 重点的な課題に対する取り組み

地域だけでは対応が難しい、重点的に取り組む必要がある課題に対して、各種団体・専門的知識を有する者や行政と地域住民が顔の見える関係づくりを構築し相談支援体制の構築ができるよう支援します。

#### ③ 関係団体などの活動支援と連携

地域福祉に関連する各種団体やボランティア団体、NPO団体等の育成や発掘を行い、自主的な運営や活動の活性化、地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

### 基本施策1-2 地域の支え合い活動の推進

#### ① 地域活動への参加促進

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが活発に地域活動に参加できるよう、活動の活性化を図り、住民が参加・加入しやすい地域活動組織の体制づくりを進め積極的な情報提供を行います。

#### ② 活動拠点の確保及び利用促進

地域コミュニティの促進を図るため、集会所や老人憩の家等、地域にある公共施設等を地域福祉活動の拠点として活用を促進し、住民同士が交流できる場の確保を進めます。

#### ③ 交流の場づくり・仕組みづくりの推進

身近な地域で行う自治会や町内会の活動、環境美化活動等を通じ、地域住民同士が積極的な交流やふれあいを通して、お互いに理解を持ち、地域交流ができるように努めます。

#### ④ 地域の見守り体制・支え合い活動の強化

地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等に対して、日常的な生活の見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体での見守りや支え合い活動を強化します。

### 基本施策1-3 地域の人材育成と発掘

#### ① 担い手の育成と発掘

民生委員児童委員をはじめとする地域福祉活動を担う各種相談員等について、資質の向上や相談活動等の充実を図るとともに、地域福祉活動を担う人材について、積極的に地域に出向き、掘り起こしを図りながら次世代の担い手の育成も進めます。

#### ② ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関する情報提供、幅広いコーディネートを行うとともに、ボランティア活動を推進します。また、各種講習会等を通じ、手話通訳者等の専門知識を有する者やその他の活動を行うボランティアの養成に努めます。

#### ③ 福祉教育の推進

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、社会福祉大会、福祉講座等の開催や広報活動等、あらゆる機会を通じた意識啓発により、住民一人ひとりが地域福祉に対する関心を持ち、ともに暮らせるまちづくりのための福祉文化の創造を図ります。

## 基本施策2-1 包括的な相談支援体制の充実

### ① 分かりやすい情報提供の推進

町広報誌等を通じて、保健福祉サービスの情報を適切に提供するとともに、防災無線やインターネット等の各種メディアの利用や障がい等に合わせた情報提供の実施により、すべての住民が必要に応じて情報を得ることができるように努めます。

### ② 総合的な相談支援体制の充実

各関係機関での個別相談はもちろん、制度の狭間にある人で支援につながりにくい生活課題のある相談等、総合的な相談支援に結び付くよう、相談体制の見直しや関係機関との連携の強化を図り効率的な実施に向け、総合的な相談支援体制の確立を図ります。

## 基本施策2-2 多様化する課題への取り組み

### ① 制度の狭間や潜在的な課題への対応

支援につながりにくい生活課題のある人や社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、ひとり暮らし安心事業や民生委員児童委員活動と密な連携をして、問題解決に向けた支援を進め、潜在的な課題に対しても相談支援の強化を図ります。

### ② 福祉サービスの質の向上と利用支援

高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、関係機関の連携のもと、共生型サービス等の分野横断的な展開も考慮し必要量の確保に努めます。

### ③ 保健・医療サービスの充実

「健康つるぎ21」に基づき、広報・啓発活動の推進、各種教室・講座・イベントの開催など、あらゆる機会を通じて住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を図ります。また、町立半田病院をはじめ、医療機関との連携に努めます。

### ④ 地域包括ケアシステムの強化

高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、保健・福祉・医療等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。

## 基本施策3-1 要配慮者等への支援体制の充実

### ① 災害時要配慮者支援の強化

地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画を作成します。

### ② 生活困窮者自立支援の推進

高齢者、障がいがある人、子どものいる家庭等に対する各種制度に基づく福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、ひとり親家庭等、低所得者への生活支援や経済的自立・就労等を促すための支援を進めます。特に、生活困窮者に対しては幅広い支援を進めます。

### ③ 生きることへの包括的支援に対する取り組み

我が国では、年間2万人もの人が自らの命を絶っています。国は平成28年に自殺対策基本計画の改定、本町では平成31年に「つるぎ町自殺対策計画」を策定し「誰も自殺に追い込まれることのない町つるぎ」を目標として取り組みます。

## 基本施策3-2 安全・安心のための体制整備

### ① 地域防災力の強化

防災部局・関係機関との連携のもと、自主防災組織の自主的な活動を促進するとともに、災害発生時において一時的な防災対策、災害時要配慮者への支援等を自らの力によって行えるような体制を確立します。

### ② 地域の避難所の確保

高齢者や障がいのある人や子どもがいる家庭等をはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。

### ③ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路等の整備においては、高齢者や障がいのある人や子どもがいる家庭等はもちろん、すべての人が利用しやすいバリアフリー化を推進します。

### ④ 安心して子育てができる環境整備

少子化による人口減少において、少子化対策は重要な課題と位置づけています。そのため、子どもの貧困問題への対応や子育て世帯の負担の軽減を図るための必要な施策について検討します。また、妊娠期から子育て時期における切れ目のない相談支援に努め、必要なサービスが迅速に提供できるよう推進します。

### ⑤ 居宅環境の保全・整備

生活の拠点である住まいについて、障がいのある人や高齢者等が円滑に生活を送れるようにするため、住宅の改修・改造時の助成や、町営住宅の改修時に、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる居住環境の整備を進めます。

## 基本施策3-3 安心な生活を支える取り組み

### ① 外出・移動支援の充実

交通機関については、住民の身近な交通手段を確保するため、関係機関との連携のもと、通院・買い物等のみでなく、観光・交流の視点も取り入れ、コミュニティバスの拡充をはじめ、山間部における高齢者等の移動手段の方策を検討します。また、高齢者や障がいのある人等は福祉サービスにおける移動支援サービスの相談・利用につなげます。

### ② 権利擁護体制の充実

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等の判断能力が不十分な方については、成年後見制度の活用や、日常生活自立支援事業の利用により、サービスを利用する権利を擁護するとともに、日常生活における支援を行い、安心した生活を送れるように支援します。

### ③ 虐待防止体制の充実

子どもや高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている人の権利を守り、各分野に設置している協議会や委員会をはじめ、福祉サービス事業所や民生委員児童委員等の地域福祉関係者と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援も行います。

## 第4次つるぎ町地域福祉計画 (概要版)



発行年月：令和5年3月

発行：つるぎ町

編集：つるぎ町 福祉課

〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3

TEL：0883-62-3111 FAX：0883-55-1051